

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年11月19日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.168】

説明責任が果たされない限り革マル疑惑の国会追及は続く！

前号、前々号で、11月8日の衆議院予算委員会における自民党平沢勝栄議員の質問を検証してきた。JR内革マル派から尊崇され、新左翼から命を狙われてきた、革マル派創始者で同派最高幹部であるJR東労組元会長の松崎明氏の運転手を務めていたJR総連組織内の田城参議院議員について、革マル派との関係についての疑いが持たれることは当然であると指摘した。

そして、平沢議員は「数年前に、警視庁が革マルの関連した横領事件で家宅捜索をやりました。そうしましたら、田城議員、先ほど革マル派の最高幹部と言われた松崎明さんと一緒になって、国と東京都を国家賠償で訴えているんですよ。一緒にまだ活動しているんですよ」と追及した。これに対して岡崎委員長は「その問題につきましては報告を受けておりません」と答弁したが、10月12日に政府が閣議決定した答弁書には、この件について以下の通り明記されている(No.159参照)。

御指摘の国家賠償請求訴訟は、全日本鉄道労働組合総連合会(以下「JR総連」という。)ほか27名が、司法警察員による捜索差押許可状の請求及び執行並びに裁判官による同許可状の発付が違法であるとして、国及び東京都に対し、損害賠償等を請求した事案を指すものと思われるが、その原告の中に田城郁という氏名の者が含まれていることは承知している。同訴訟の第一審判決では、原告らの請求には理由がないとして、請求をいずれも棄却しており、原告らは同判決を不服として控訴したが、控訴審判決では、控訴をいずれも棄却した。現在、JR総連、財団法人日本鉄道福祉事業協会及び株式会社鉄道ファミリーの三名が上告中であり、原告田城郁ほか24名の請求については、控訴審判決が確定している。この第一審判決では、御指摘の被疑事件の被疑者名義の預金口座から、「原告JR総連執行委員の原告田城個人名義の口座への入金も行われていたことが判明した。」との事実が認定され、控訴審判決でもこれが維持されているが、その金額や用途については言及されていないものと承知している。

公人である国会議員の革マル疑惑は国をあげて解明すべき重要課題だ！

岡崎国家公安委員長は田城議員の革マル疑惑について「個人の情報に関する事なのでコメントは差し控える」と答弁した。しかし、田城氏は国会議員たる公人である。わが国の治安上の問題として、決して放置することなく、政府をあげて徹底して解明しなければならない重要課題であることは明らかだ。JR総連、東労組、そして田城議員は、この疑惑について国民が納得できるよう説明責任を果たす義務があるはずだ。JR革マル派浸透問題に関しては、この疑惑が晴れない限り、国会での追及が続くことは必至であろう。

松崎氏や鉄道福祉事業協会のS元理事長らに関連する業務上横領被疑事件については、JR総連・東労組への革マル派の浸透を認める民主党内閣による政府答弁書の閣議決定や「JR革マル派43名リスト」の原告・JR総連側の準備書面の提出などの新たな動きが続いたことから、本情報「No.115」を最後に一旦中断しているが、追及すべき疑惑はまだ山積していることから、今後、改めて検証を進める予定である。

ところで、松崎氏原告の裁判といえは、10月27日に西岡研介記者と講談社を相手に起こした「週刊現代裁判」の控訴審判決が下された。次号では、この内容を検証したい。